



日本国福岡県北九州市とインド共和国テランガナ州との

友好協力協定書

日本国福岡県北九州市とインド共和国テランガナ州政府は、共に相互理解と協力を促進するとともに、友好的な相互利益と支援の精神に基づき、北九州市とテランガナ州の関係性を強化するために、ここに友好協力協定を締結する。

協定の目的

- ・北九州市とテランガナ州の友好関係と相互理解を強化していく。
- ・循環型経済、都市イノベーション、リバーフロント開発、貿易・投資、人材育成、教育、学術協力の分野における協力を促進する。
- ・持続可能な開発と都市計画に関する知見、専門知識、ベストプラクティスの共有を推進する。

協力の範囲

本協定に基づく協力の範囲は以下の通りであるが、これに限定されるものではない。

1.循環型経済とネット・ゼロ

ハイデラバード市におけるエコタウンの早期実現に向け、循環型経済、ネット・ゼロに関するベスト・プラクティスの共有、両都市の環境関連企業の事業拡大支援における相互協力。

2.都市のイノベーションと持続可能な開発

スマートシティ開発と持続可能な都市計画のための連携を促進する。

3.リバーフロント開発

ムシ川開発プロジェクト推進に向け、北九州市の有する知見を提供する。

4.人材連携

北九州市の企業へのテランガナ州の豊富な高度人材の導入を促進し、日本語教育を中心とした人材育成を推進する。

5.教育・学術協力

共同研究プロジェクトの実施及び教育機会拡大のための連携を推進する。



6.貿易・投資促進

双方が有する技術力や支援組織の強みを活かし、互いの企業のニーズを踏まえた海外展開を推進する。

7.人的交流

人的交流を促進し、北九州とハイデラバード間の直行便就航の実現に向けて努力する。

実施

双方は、本協定に基づくプロジェクトの進捗状況および実施状況を確認するため、それぞれ自国政府の部局を窓口として指定する。指定された部局は、各プロジェクトの活動に関する情報及び意見を共有する役割を担う。双方の担当部局は、定期的にオンライン会議を開催し、活動の評価、進捗状況の評価、新たな協力分野の検討を行う。

協定の有効期間

本協定は、署名した日から 5 年間有効とし、双方の合意により更新することができる。

協定の変更・終了

本協定は、双方の書面による同意により変更することができる。いずれの側も、6 ヶ月前に書面で通知することにより、本協定を終了することができる。

法的拘束力

本協定は、協力と相互理解を促進するためのものであり、法的拘束力や金銭的義務を生じさせるものではない。



本協定に基づくすべての活動は、それぞれの国の適用法令に従うものとする。

合意事項

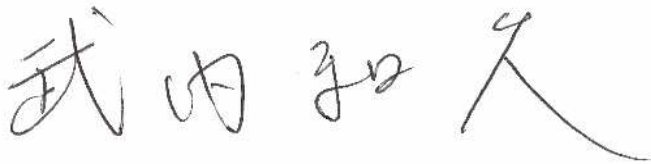
双方は、

上記の各条項を確認の上、2025年6月2日、日本語及び英語により各2部を原本で署名し、各1部を保管する。解釈に相違がある場合は、英語版を優先するものとする。

以上を証するものとして、日本国福岡県北九州市及びインド共和国テランガナ州を代表する以下の者が本協定書に署名する。

2025年6月2日 インド共和国テランガナ州ハイデラバード市にて署名

北九州市



武内和久

北九州市長

テランガナ州



Jayesh Ranjan

テランガナ州特別首席